

入札公告

下記のとおり建設工事に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年8月28日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1)工 事 名 | 令和8年度 第1112-ア-27号
小林高校他照明設備改修工事 |
| (2)工事場所 | 小林市真方 |
| (3)工 期 | 175日間 |
| (4)工事概要 | 小林高校
①第34棟(柔剣道場)RC造2階建 延べ面積609㎡
②第36棟(生徒寮)RC造3階建 延べ面積2,659㎡
③第37棟(寮監住宅)W造平家建 延べ面積74㎡
上記①～③及び屋外に係る照明設備改修工事 |
| (5)予定価格 | 落札者決定後公表 |
| (6)適用制度 | 最低制限価格制度 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく令和8・9年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類	電気工事	等級区分	A級
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。 ただし、当該営業所が主たる営業所(本店)以外のものである場合にあっては、準県内建設業者取扱要領第4条に規定する準県内建設業者の認定を受けていること。		
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)があること。 ア 平成23年度以降に完成した工事(発注者の区分は問わない。)であること。 イ 建築物(注1)に係る電気工事(改修工事にあつては、国、都道府県及び市町村の発注工事に限る。)であること。 ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。		
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。		
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者(注2)として専任で配置することができること。ただし、次のいずれかに該当する場合は専任を要しない。 ・ 主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(注3) ・ 請負代金の額が4,500万円未満となる場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 ・ 一級電気工事施工管理技士の資格を有する者 ・ 二級電気工事施工管理技士の資格を有する者 ・ 第一種電気工事士の資格を有する者 ・ 電気工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあっては、電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」を満たす工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。		
設計業務受託等の関連に関する事項	1 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 株式会社弘栄設計 受託者の本店の所在地 宮崎市鶴島1-7-12 2 ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者		
その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)2に示す事項		

注1 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に定める建築物をいう。

注2 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注3 監理技術者制度運用マニュアル及び宮崎県公共事業情報サービス(「R6. 12. 25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例1号)の取扱いについて」及び「R6. 12. 25改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例2号)の取扱いについて」)をご確認ください。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス:
https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

3 契約条項を示す場所及び期間

閲覧場所: 営繕課契約担当(宮崎市橘通東2丁目10番1号)
閲覧期間: 令和8年7月28日から令和8年9月8日まで
(ただし、当課の閉庁日・閉庁時間を除く。)

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧及び貸出	令和8年7月28日から 令和8年9月8日まで	宮崎県公共事業情報サービス(※1)で閲覧・ダウンロード可 営繕課で閲覧・貸出(※2)
質問の受付	令和8年7月28日から 令和8年9月3日 17:00まで	営繕課へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 入札書受付開始日の前日の正午までに回答がない場合は、 同日の午後3時までに、必ず、電話にて確認をしてください。 営繕課入札質問受付フォーム https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/nyusatu-eizen0806
回答の閲覧	令和8年7月28日から 令和8年9月8日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
入札書 受付期間	令和8年9月7日 7:00から 令和8年9月8日 8:58まで	入札書には、工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付がない入札は無効となります。
開札日時	令和8年9月8日 9:08から	営繕課入札室
入札結果の 公表(※3)	令和8年9月15日から 令和10年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示 営繕課で閲覧

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス

(<https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html>)

(※2) 発注機関における閲覧・貸出は、宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(※3) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 その他事項

条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)を参照のこと。)

落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

本工事は、「営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」に基づく、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

本工事は、週休2日促進工事の対象である。

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。

本工事は、快適トイレ設置の対象工事である。

本工事は、CCUS活用推奨モデル工事の対象である。

本工事は、営繕工事における情報共有システム活用試行対象工事である。